

小金井市公民館の施設使用料の導入について

(提 言) 案

令和 年 月

第37期小金井市公民館運営審議会

第37期小金井市公民館運営審議会

委員長 本 川 交

副委員長 倉 持 伸 江

橋 本 利 一

福 井 高 雄

大 坪 正 直

石 原 芳

稲 垣 芳 樹

吉 田 孝

川 原 美 紀

1 はじめに

小金井市公民館の施設使用料の導入に係る検討に当たっては、平成22年小金井市第三次行財政改革大綱において「公民館の有料化の検討」が位置付けられて以降、公民館運営審議会（以下「公運審」という。）においても長い期間に渡り検討を行ってきたが、いまだ、導入には至っていない。

第36期公運審では、令和3年3月に策定した小金井市公民館中長期計画（以下「公民館中長期計画」という。）及び令和4年8月に策定した小金井市行財政改革2025に基づき導入に向けた検討を行う中で、公民館運営等に要する年間の維持管理費、公民館使用団体の利用状況及び近隣3県を含めた他自治体の状況等に係る調査を実施するなどの検討を行ったが、在任期間が限られていたことなどもあり、結論には至らなかった。第36期公運審では、社会教育に受益者負担の考え方は馴染まないという意見があったものの、受益者負担基準等に基づき、使用料を納めていただくことが妥当であるとの意見が大半であったことから、第37期公運審に対して「公民館の施設使用料の設定に係る申し送り書」（以下「申し送り書」という。）が提出された。

第37期公運審では、申し送り書等に基づき、2年間近い時間を費やし、全〇回に渡る会議を行い、丁寧かつ活発な議論を積み重ねた結果、「小金井市公民館の施設使用料の導入について（提言）（以下「提言書」という。）」を取りまとめた

公民館担当においては、この提言書を真摯に受け止め、最大限尊重するとともに、公民館中長期計画の将来像「集い、学び、つながる、地域の拠点（広場）」の早期実現を要望する。

2 これまでの検討の経過について

(1) 第35期公運審までの検討の経過（令和3年9月まで）

小金井市公民館は昭和28年4月に開館した当初から使用料を徴収していたところ、社会情勢等の変遷を経て、昭和46年から無料となり現在に至っている。

平成22年5月に策定した小金井市第三次行財政改革大綱において「公民館の有料化の検討」が位置付けられたことを踏まえ、第33期公運審では、平成29年7月に「公民館中長期計画の策定について（答申）」を答申した。答申では減免規定付き一部有料が望ましいとの結論が出されており、徴収額、徴収方式については、そこに生じる経費、徴収した金額の使途等との整合性を図ることとされたが、その後、公民館において具体的な検討にまでは至らなかった。

第34期・第35期公運審では、小金井市公民館中期計画（以下「公民館中長期計画」という。）の策定に着手し、令和3年3月に公民館中長期計画を策定した。公民館中長期計画における公民館施設使用料の有料化の検討においては、「公民館では、学びを通して地域課題解決活動等が市民により行われており、従来考え通り無料」、「公民館登録団体が利用していない時間帯は、規定を作り、有料での使用を認める。」とされ、公民館使用団体登録をしていない団体等が使用した場合には受益者負担の原則から有料とした。

(2) 第36期公運審の検討の経過（令和3年9月から令和5年9月）

令和4年8月に策定した小金井市行財政改革2025では、「公民館中長期計画の基本的考え方を踏襲し、有料化を実施する。」とされているものの、過去の実績に照らした使用料の見込額は、全5館で数万円程度であった。平成29年7月の「公民館中長期計画の策定について（答申）」にあるように、使用料の導入に当たっては、徴収額、徴収方式は、そこに生じる経費、徴収した金額の使途等との整合性を図ることが必要とされており、当該業務に係る事務作業、人件費等を考慮すると、効率性、効果性の観点から課題があるとの意見が多く出された。

第36期公運審では、これまでの経過等を踏まえ、公民館運営等に要する年間の維持管理費、公民館使用団体等の利用状況、都内及び近隣3県の他自治体の公民館における使用料の導入状況等をもとに協議を行い、社会教育においては、受益者負担という考え方は馴染まないといった意見があったものの、小金井市受益者負担基準の考え方等に基づき、公民館の施設使用料を利用する団体に納めていただくことが妥当であるとの意見が大半であった。最終的な結論を出すには至らなかったもの

の、第37期公運審において、継続的に協議を行い、着実かつスピード感をもって取り組むようにとの要請があった。

(3) 第36期公運審から第37期公運審への申送り書について

令和5年9月に第36期公運審から第37期公運審に提出された申し送り書に記載された主な論点は以下のとおり

ア 適切な減免対象範囲の設定

第33期公民館運営審議会及び第35期公民館運営審議会においては、使用料導入については一定容認するという結論に至っているものの、減免の対象範囲等に相違がある。

減免の対象範囲によって歳入額にも大きな差が生じることから、公民館維持管理に係る経費、市の財政状況及び係る事務作業や歳入見込み額などを考慮し総合的に判断することが肝要である。なお、事務局においては、利用団体等への説明はもちろんのこと、公民館を利用していない市民の理解も得られるよう努めること

イ 徴収方法等については、利用者の利便性及び職員の事務作業の効率性等を考慮し、券売機やキャッシュレス決済等、より使いやすく、よりわかりやすい方法についても研究し、徴収方法等の検討に努めること

3 国等の動向について

公民館の施設使用料の導入の検討に当たり、考慮すべき国等の動向は以下のとおり

(1) 第11期中央教育審議会生涯学習分科会（令和4年8月）

第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～として、生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題として社会やライフスタイルの変化等により、人と人の「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化しており、社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティの一層の強化を求めている。

上記のような課題等に対応するため、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として「公民館等の社会教育施設の機能強化」が位置付けられており、特に公民館においては地域のコミュニティ機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進などの役割が期待されている。

(2) 第4期教育振興基本計画（令和5年6月）

第4期教育振興基本計画の今後の教育政策に関する基本的な方針の中で、社会教育に関する記述として、「地域における社会教育を通じて、地域のつながりの中で体験的に学び、地域における様々な活動に積極的・主体的に関わる意識を高め、それを生涯にわたって実践していくことが望ましい。」と記述されている。また、「社会教育は、地域住民が学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。」とされている。

(3) 社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（令和5年12月14日付け事務連絡）

社会教育法第23条第1項第1号において、「公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。」を行ってはならないとされている。本規定の解釈については、平成30年5月に発出された文部科学省の文書では、「本規定の趣旨は、公民館が、法第20条

に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。」とされている。

また、令和5年12月に発出された文部科学省の通知では、本規定について各地方公共団体と民間企業等との連携を更に促進するため、公民館で実施し得る事業について、「公民館が主体で行うもの」及び「公民館以外が主体となって行うもの」に係る具体的な事例が示されており、「公民館が主体で行うもの」として、公民館講座の受講料を徴収すること、公民館講座の一環として物品の販売を行うことができることとされた。また、「公民館以外が主体となって行うもの」として、一部要件等があるものの、「企業への貸出し」、「月謝制のこども向けダンス教室や塾の開催」、「立地を表すものとして公民館名の利用」などの事例が示された。

4 第37期小金井市公民館運営審議会における協議について

(1) 概要

第37期公運審では申し送り書の申し送り事項にある「適切な減免対象範囲の設定」と「効率性、利便性を考慮した徴収方法の採用」に焦点を絞り、協議を開始したところ、協議を重ねる中で、小金井市公民館の目指す姿、期待する機能、新たな利用者の獲得など、小金井市公民館の活性化に向けた取組みや小金井市公民館の利用ルールなど幅広い内容にまで協議が及んだ。

特に、公民館有料化の肝となる「適切な減免対象範囲の設定」に係る検討に当たっては、具体的な活動事例等に基づき、委員相互で意見交換を行うことで、イメージの共有化を図り、公運審委員全体で理解促進に努めるなど、丁寧かつ活発な議論を積み重ねた。

(2) 適切な減額、免除等の対象範囲の設定に係る検討について

ア 減免対象範囲に係る検討

減免対象範囲について、当初、事務局から以下の4案が提示された。

【案1】 社会教育関係団体及び福祉団体補助要綱に記載の福祉団体 10分の3減額

【案2】 案1の団体＋公民館使用団体 10分の3減額

【案3】 案1の団体＋公民館使用団体 10分の5減額

【案4】 原則、無料（免除）。公民館使用団体として登録をしていない団体が使用する場合（1件利用）に限り有料とする。

公運審の協議の中では、【案2】及び【案3】を推す意見が比較的多かったものの、少数ではあるが【案1】と【案4】を推す意見も出された。一方で、公民館の有料化の議論にのみ特化するのではなく、持続可能な公民館活動に関すること、未来の公民館の姿、どの世代にどのように使って欲しいのか、といった公民館の活性化に関する意見も多く出され、公運審及び事務局においても、当該議論の必要性を認識するに至った。

イ 公民館の活性化に係る検討

公民館活性化に関する主な意見として、中高生の居場所づくり、働き世代の利用促進、周知方法の工夫、多世代交流の場としての施設や備品等の充実に関する意見などが出された。また、公民館有料化の目的は公共性、公平性の観点から、受益者負担の原則に基づく実費負担であるとの事務局からの説明は一定理解で

きるものの、公運審の中では、持続可能な公民館活動を担保するためにも、歳入の一部については施設整備や備品購入など、未来の公民館活動を継続するための投資的経費という側面も考慮すべきという意見も出された。

ウ 公民館利用のガイドラインに係る検討

公民館が無料で使用できることの弊害として、現状、遅刻や無断キャンセルが横行していること、少人数で使用するにも関わらず大きな部屋や複数の部屋を占拠している事例、同内容で複数の団体登録をしている事例、市外構成員の割合が半数以上と想定される団体の事例など、公民館における不適切な使用事例が散見されており、利用者がルールを守って正しく公民館を使用するためのガイドラインを作成することの必要性を確認した。

エ 適切な減額、免除等の対象範囲の方向性

塾や習い事のような活動をしている団体、月謝・会費等を徴収している団体、趣味的な活動を行っている団体については、受益者負担を徴収することが妥当であるとの方向性の一致を確認した。減免対象範囲の検討は公民館有料化の肝であることから、さらに詳細の検討を行うため、公民館使用団体の登録申請時の内容や実際の活動状況等を踏まえ、公民館使用団体をいくつかの類型に整理し、当該団体の「活動内容」、「対象者」、「会費・月謝等の有無」及び「公益性、地域性、包摂性及び萌芽性」等当該団体活動の活動内容及び効果等を勘案し、減額・免除の根拠とする方法による複数事例の検証を行った。検証の結果、当該方法による減免等の対象範囲の妥当性を確認した。

なお、減額・免除を受けるに当たっては、届け出制によることが妥当であるとの認識で一致した。

(3) 使用料徴収方法の検討について

使用料徴収方法については、事務局が行った近隣5市の視察結果を踏まえ、その特徴や課題を整理し、小金井市公民館に相応しい徴収方法等について検討を行った。

徴収方法の検討に当たっては、主に歳入見込額、夜間や土日の職員体制、現金を保管することのリスク、券売機やレジ等の設置費用、取扱い紙幣、及びキャッシュレス決済の有無などを判断基準として、小金井市公民館の現状等を踏まえ選定する必要がある。小金井市公民館においては〇〇〇〇

。

5 小金井市公民館の施設使用料の導入に係る提言について

- (1) 減免対象範囲について
- (2) 利用ガイドラインの作成について
- (3) 使用料の徴収方法について
- (4) 徴収した使用料の用途について
- (5) 使用料の減額割合について

6 まとめ